

第二種特定鳥獣管理計画  
(イノシシ)  
第2期

令和2年3月

岐阜県



## 目 次

1	管理すべき鳥獣の種類.....	1
2	計画期間.....	1
3	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域.....	1
4	計画策定の目的及び背景.....	1
	(1) 目的.....	1
	(2) 背景.....	1
5	これまでの経過と現状.....	3
	(1) これまでの経過.....	3
	① 特定計画の策定.....	3
	② CSF（豚熱）の対応.....	4
	(2) 現状.....	5
	① 生息状況.....	5
	1) 生息環境.....	5
	2) 分布域.....	6
	3) 生息数の試算.....	7
	4) 目撃効率の推移.....	9
	② 捕獲状況.....	10
	1) 狩猟.....	11
	2) 被害防止捕獲.....	11
	3) 狩猟および被害防止捕獲の捕獲数の割合の推移.....	12
	4) 個体数調整捕獲.....	12
	5) 指定管理鳥獣捕獲等事業.....	12
	③ 狩猟者の状況.....	13
	1) 狩猟者数の推移（網を除く）.....	13
	2) 狩猟者の年齢構成の推移.....	14
	3) 狩猟者登録数の推移.....	15
	4) 狩猟者別（猟法別）捕獲割合の推移.....	15
	④ 農業被害及び被害防除状況.....	16
	1) 農業被害状況.....	16
	2) 被害防除状況.....	18
	⑤ 人身被害発生状況.....	18
6	第二種特定鳥獣の管理の目標.....	19
7	目標を達成するための施策の基本的考え方.....	21
8	目標を達成するための方策.....	22
	(1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項.....	22
	① 狩猟.....	22
	1) 狩猟期間の延長.....	22

2)	休猟区内における狩猟の特例.....	22
3)	錯誤捕獲の防止対策.....	23
②	被害防止捕獲.....	23
③	個体数調整捕獲.....	23
④	指定管理鳥獣捕獲等事業.....	23
1)	事業の目的.....	23
2)	実施期間.....	23
3)	実施区域.....	24
4)	事業の目標.....	24
5)	事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価.....	24
6)	事業の実施者.....	24
(2)	その他方策.....	24
①	狩猟免許取得の推進.....	24
②	市町村の被害防止対策に対する支援.....	24
③	動物感染症等の拡大防止のための狩猟制限.....	24
9	第二種特定鳥獣の生息環境の整備に関する事項.....	25
10	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項.....	26
(1)	モニタリング調査.....	26
(2)	計画の見直し.....	26
(3)	計画の実施体制.....	26
(4)	研究機関との連携.....	27
11	参考引用文献一覧.....	27

## 1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む。）

## 2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

岐阜県全域

なお、分布域に明確な境界がないことから、県内に生息するイノシシを全て同一の地域個体群として扱う。

## 4 計画策定の目的及び背景

### (1) 目的

イノシシによる農業被害は甚大であるが、単に経済的な損失に留まらず離村の原因のひとつになるなど、地域社会に重大な影響をもたらしている（環境省, 2010）。

しかし一方で、イノシシは自然環境を構成する要素で、生態系の中で重要な役割を果たしている（環境省, 2010）。野生動物の管理では、対象個体群の生息状況の調査（生息動向や生息環境、被害状況などのモニタリング調査）を実施し、その結果に合わせて方策等を見直すことが必須となる。

そこで、次の2点を本計画の目的とする。

- ・ 農業被害（畜産業被害を含む）の軽減
- ・ 生息状況の調査を通じた地域個体群の適切な維持

### (2) 背景

イノシシは有史以前から日本に生息し、各地の遺跡からはイノシシの骨が出土しており、石器時代からイノシシが食べられていたことが分かっている。7世紀に入って日本に仏教が伝わると、たびたび食肉禁止令が発令されたが、薬餌として食べられていた。江戸時代にはイノシシを「山くじら」や「牡丹」と呼び、「ももんじ屋」という獣肉を売る店も現れるようになり、庶民に親しまれていた（近藤, 2013）。また、近年においては地域の資源としてとらえ、ジビエとしての利活用が図られている。イノシシは、縄文時代から現代に至るまで、重要な資源として私たちの生活を支えてきたと言える。

一方で、弥生時代以降の農耕社会への移行に伴い、イノシシは農業に対する有害獣という認識も持たれ始め、農作物を守るための多大な労力が費やされるようになった。江戸時代の古文書（大垣藩雑事）によれば、揖斐川町（旧久瀬村）に大規模なシシ垣を構築したことが記録されており、人口の増加と農耕地の拡大に伴い、イノシシと人との軋轢が激しくなっていたことが伺える。

現在、岐阜県では中山間地域を中心にイノシシをはじめとする野生鳥獣による農業被害が発生している。総被害額は平成21年度以降、4億円前後で推移していたが、平成27年度以降は減少傾向にあり平成30年度は約2億2千万円となった（県農村振興課調べ）。しかし依然として、野生鳥獣による農業被害は深刻であり、特にイノシシによる被害額は総被害額の約45%（約1億円）を占める等、中山間地域の農業振興を図

るうえでの大きな障害となっている。また、岐阜県から長野県にまたがる乗鞍岳でもイノシシの目撃や地表の掘り起し、高山植物の食害などが報告されている（中部森林管理局, 2011）。

このような中、環境省及び農林水産省は平成 25 年 12 月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、イノシシの生息数を 10 年後（平成 35 年度（令和 5 年度））までに半減することを当面の目標としている。

## 5 これまでの経過と現状

### (1) これまでの経過

#### ① 特定計画の策定

イノシシによる農業被害が深刻化したことから、農業被害額を減少させるため、平成22年度に特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）第1期、平成27年度に特定鳥獣管理計画（イノシシ）第1期を策定し、狩猟規制の緩和などにより捕獲圧を高めた。

その結果、平成22年度に2億3千万円であったイノシシによる農業被害額は、平成30年度には約1億円へ減少した。しかし、依然としてイノシシによる農業被害は深刻である。

	特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）第1期			特定鳥獣管理計画（イノシシ）第1期	
	平成22年3月策定	平成23年3月変更	平成23年8月変更	平成27年3月策定	平成28年3月変更
の 目 標 保 護 管 理	農業被害額を平成25年度に平成20年度の7割に減少	(継続)	(継続)	各市町村において農業被害の縮減目標*を達成	(継続)
数 の 調 整 の た め の 方 策	狩猟期間の延長 11/15～3/15	(継続)	(継続)	(継続)	11/1～3/15
		延長した狩猟期間でのくくり罠の使用の解禁	(継続)	(継続)	(継続)
			くくりわなの輪の直径の制限を一部地域で解除	(継続)	廃止
		休猟区における狩猟の特例	(継続)	(継続)	(継続)
		生息密度の低減を目的とした被害防止捕獲の推進 許可期間及び1許可に係る許可数量の拡大、予察捕獲の推奨	(継続)	(継続)	(継続)
				個体数調整 全域	(継続)
				指定管理鳥獣捕獲等事業 全域	(継続)
	狩猟免許取得の推進 免許取得を推進する講習会の実施、免許試験の土曜日実施	(継続)	(継続)	(継続)	(継続)

※市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号；以下、鳥獣被害防止特別措置法という。）第4条の規定に基づき定める市町村被害防止計画の中の目標

② C S F（豚熱）の対応

平成 30 年 9 月に県内の養豚場で C S F の感染が確認された。その後、多くの養豚場で C S F の感染が確認され、飼育豚を殺処分するなど畜産業に甚大な被害を与えている。

野生イノシシにおいても C S F の感染が確認され、野生イノシシや人などの移動による感染拡大の防止を図るため、平成 30 年度は発生区域およびその周辺区域について、令和元年度は岐阜県全域について、指定猟法禁止区域を指定し狩猟制限を実施した。また、捕獲した野生イノシシについて食肉処理施設への持ち込みの自粛を要請している。

一方で C S F まん延防止のため、国の通知等に基づき個体数調整捕獲などにより野生イノシシの捕獲の強化を進め、捕獲を実施する際には県および国の手引きにより防疫の徹底を図っている。

## (2) 現状

### ① 生息状況

#### 1) 生息環境

イノシシは落葉広葉樹林をはじめ、常緑広葉樹林、里山の二次林、竹林や荒廃地など幅広い環境に分布しているといわれている。

岐阜県は標高 3,000m 級の山岳地帯から、標高 0m 地帯までの変化に富んだ地形を有しており、それに伴い気象、気候および森林植生も変化に富んでいる。

平成 28 年度における岐阜県の森林面積は約 86 万 ha であり、県土面積に占める森林率は 81.2% に及んでいる（林野庁, 2017）ことから、イノシシをはじめとする野生鳥獣が生息できる環境が県内全域に広がっている状況である。

一方で耕作放棄地や放置竹林の増加、里山の手入れ不足など、人間活動の縮小により野生鳥獣との境界線があいまいとなり、集落近くにイノシシの生息環境が拡大している。平成 27 年における岐阜県の耕作放棄地面積は 6,188ha であり、平成 22 年から 698ha 増加した（表 1；農林水産省, 2015）。

なお、耕作放棄地解消のために耕作放棄地を活用した農業生産の支援などを行い、平成 30 年度は 124ha の耕作放棄地を活用した（表 2）。里山林については、放置竹林を含めた伐採などの整備を進め、平成 30 年度には 320ha の里山林が整備された（表 3）。

表 1 岐阜県における耕作放棄地面積の推移

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	面積 (ha)	耕作放棄 地率(%) <sup>*</sup>	面積 (ha)	耕作放棄 地率(%)	面積 (ha)	耕作放棄 地率(%)	面積 (ha)	耕作放棄 地率(%)
岐阜県	3,803	7.2	5,528	11.6	5,490	9.5	6,188	11.0
全国	342,788	8.1	385,986	9.7	396,088	10.6	423,064	9.5

※ 耕作放棄地面積/耕作地面積

(世界農林業センサス)

表 2 耕作放棄地活用面積の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
耕作放棄地 活用面積(ha)	71	63	134	110	124

(農政部農村振興課調べ)

表 3 里山林整備事業整備面積の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
里山林整備事業 整備面積(ha)	923.92	544.44	485.8	317.91	320.14

(林政部恵みの森づくり推進課調べ)

## 2) 分布域

環境省が行った第2回自然環境保全基礎調査（昭和53年度）及び第6回自然環境保全基礎調査（平成15年度）並びに平成29年度の狩猟者による捕獲情報や目撃情報によりイノシシの生息が確認された分布域を比較すると、年を経るごとにその分布域は北部および南部へ拡大し、ほぼ県全域でイノシシが分布している（図1）。

イノシシの分布域の拡大は、温暖化による積雪量あるいは積雪期間の減少（環境省, 2010）、耕作放棄など人間活動の縮小が一因として考えられる。

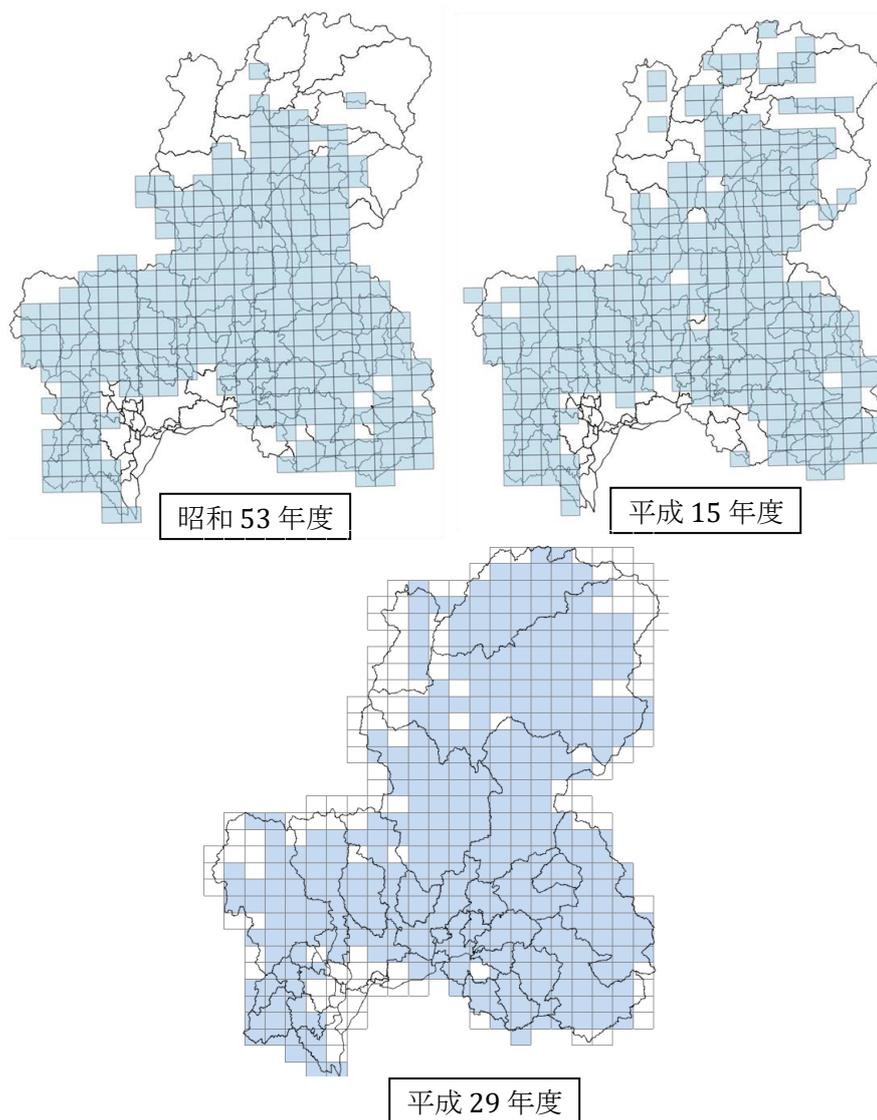


図1 岐阜県におけるイノシシの分布域の推移

### 3) 生息数の試算

狩猟者による目撃情報及び捕獲情報を用いて、ベイズ推定により岐阜県のイノシシの個体数を推定した。ただし、イノシシは個体数変動が激しい動物であり、生息数の推定には誤差が大きいことに十分留意する必要がある。

全体的な傾向としては、平成 21 年度の中央値 28,335 頭（90%信頼区域：20,885～39,661 頭）を最大とし平成 27 年度までは減少傾向、平成 28 年度以降は微増傾向にあり、平成 30 年度は中央値 16,388 頭（90%信頼区域：5,342～35,164 頭）と推定された（図 2）。また、岐阜県におけるイノシシの自然増加率の中央値は平成 20 年度から平成 30 年度において 1.169 から 1.953 と推定された。イノシシの 1 回の産仔数は平均 4.4～4.5 頭といわれる一方、積雪による餌資源の減少などの自然環境の影響を受けやすく、個体数変動が激しい動物であることを裏付ける結果となった（図 3）。

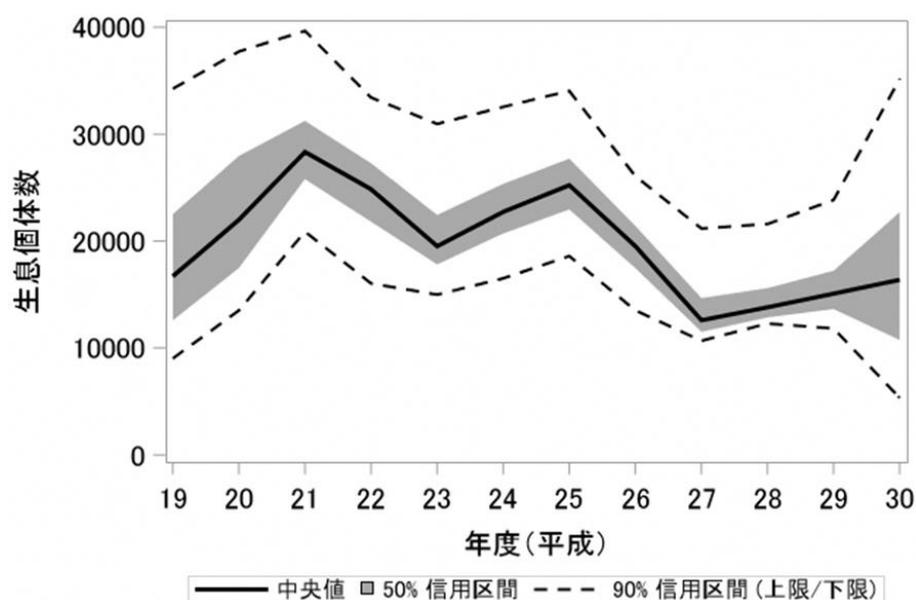


図 2 岐阜県に生息するイノシシの個体数推定結果

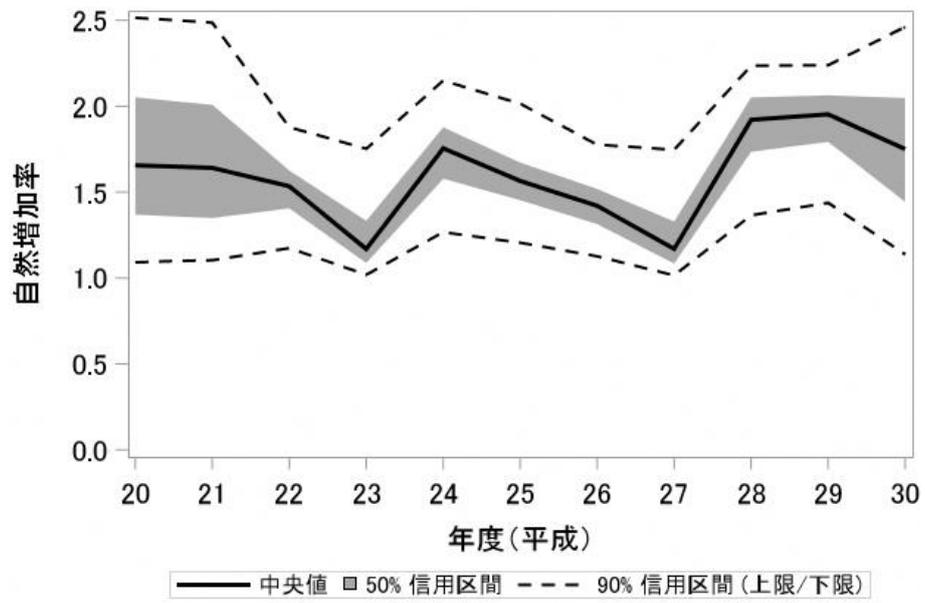


図3 岐阜県に生息するイノシシの自然増加率推定結果

#### 4) 目撃効率の推移

イノシシの目撃効率は、狩猟者が1人、1日当たりに目撃した目撃数を示しており、広域的・継続的に密度変動を把握する（環境省, 2014）方法の一つである。

狩猟期における第1種銃猟狩猟者によるイノシシの目撃効率の平均値の推移（図4）をみると、全体的な傾向としては、平成27年度までは減少傾向、平成28年度以降はほぼ横ばいで推移している。

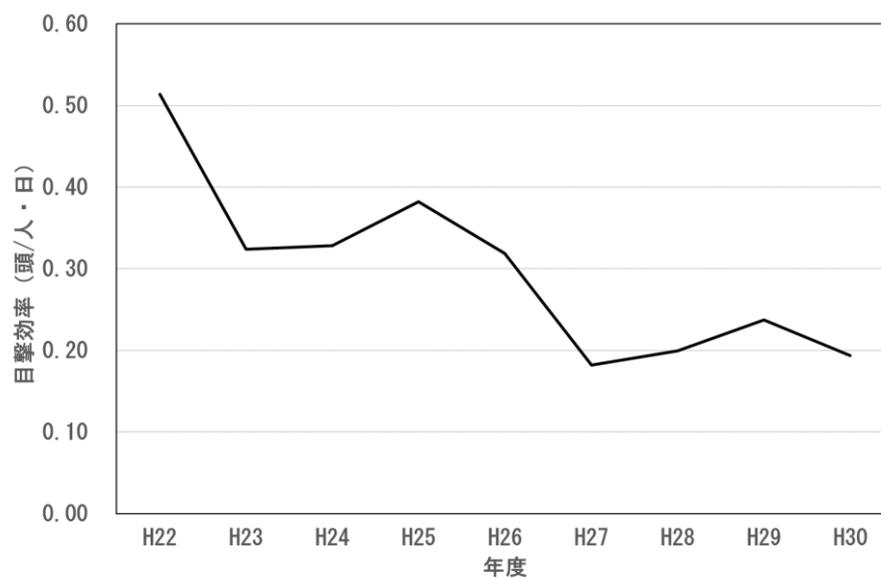


図4 岐阜県における狩猟期のイノシシの目撃効率

## ② 捕獲状況

イノシシの捕獲数（狩猟、被害防止捕獲、個体数調整捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業の合計）の推移（図5）をみると、平成12年度頃までは4,000頭未満で推移してきたが、その後捕獲数が増加傾向にあり、平成24年度以降は10,000頭以上の捕獲が行われている。平成30年度は10,716頭が捕獲された。

捕獲されたイノシシの一部は、食肉としての解体処理が行える46施設（令和元年12月現在）に搬入され、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づき捕獲から流通までの衛生管理を徹底し利活用されているが、CSF発生以降は食肉処理施設への持ち込みについて自粛を要請している。

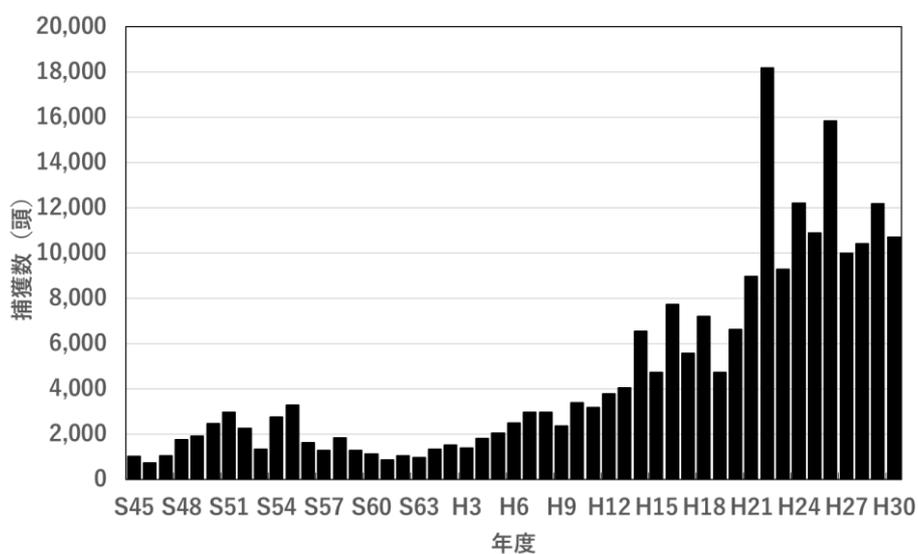


図5 岐阜県におけるイノシシの捕獲数の推移

1) 狩猟

イノシシの狩猟数の推移（図6）をみると、平成6年度頃まではおおむね2,000頭前後で推移してきたが、平成7年度頃から増加傾向にあり、平成14年度以降の捕獲数は平成22年度を除き4,000頭前後で推移している。平成30年度は2,114頭の捕獲にとどまったが、これはCSF感染拡大防止対策として行われた狩猟制限によるものと考えられる。

なお、分布域の拡大とともにイノシシが狩猟される地域も拡大し、岐阜県のほぼ全域において狩猟が行われている。

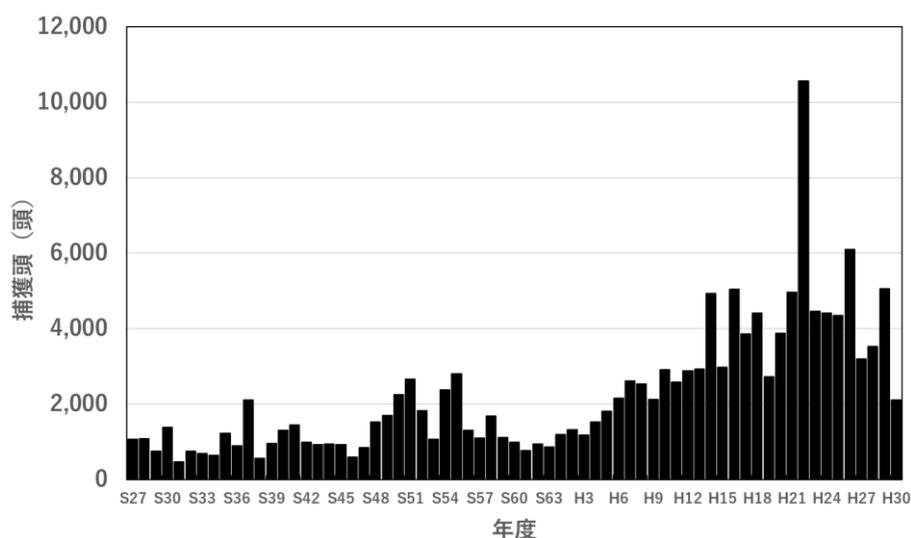


図6 岐阜県におけるイノシシの狩猟数の推移

2) 被害防止捕獲

イノシシの被害防止捕獲数の推移（図7）をみると、平成11年頃までは500頭前後で推移してきたが、平成12年度頃から急激に捕獲数が増加し、平成24年度以降は6,000頭を上回って推移している。平成30年度は8,310頭が捕獲された。

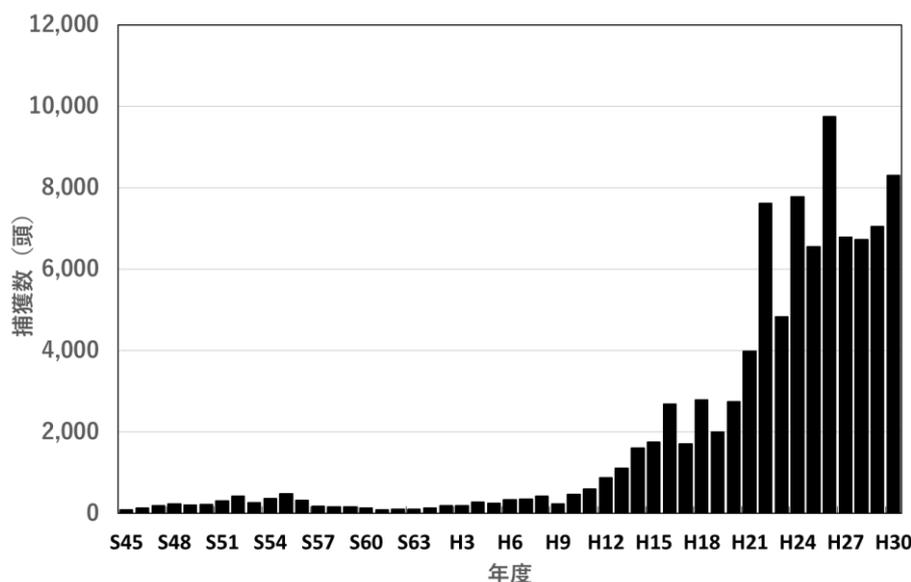


図7 岐阜県におけるイノシシの被害防止捕獲数の推移

3) 狩猟および被害防止捕獲の捕獲数の割合の推移

狩猟および被害防止捕獲の捕獲数の割合の推移をみると、平成 11 年度までは狩猟が約 80%から 90%の間で推移していたが、その後は被害防止捕獲の割合が上昇し、平成 23 年度以降は被害防止捕獲が狩猟を上回って約 60%から 70%となっている。平成 30 年度は被害防止捕獲が約 80%を占めた（図 8）が、これは一部の地域において狩猟制限が行われたことが影響していると考えられる。

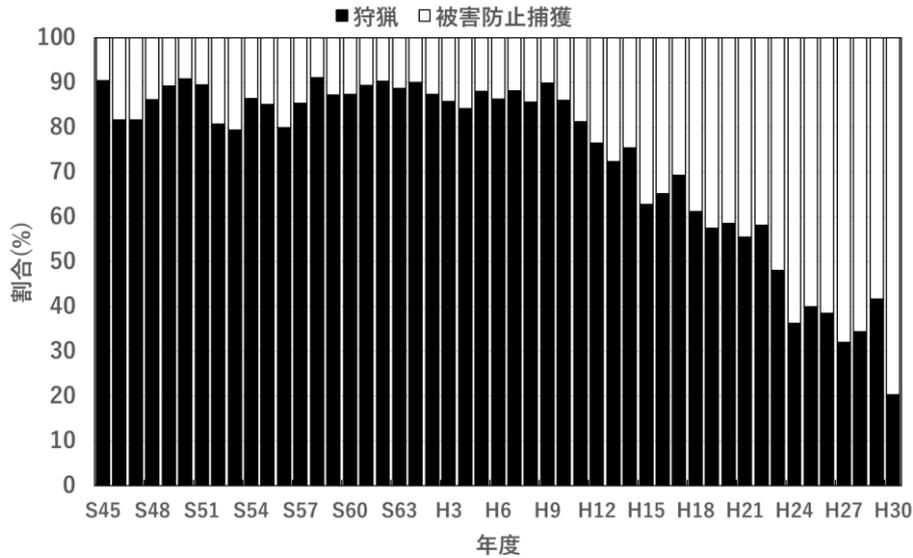


図 8 岐阜県におけるイノシシの狩猟と被害防止捕獲の捕獲数の割合の推移

4) 個体数調整捕獲

野生イノシシの C S F 感染拡大防止対策として、県全域で狩猟制限を実施したことにより低下したイノシシへの捕獲圧を高めるため、令和元年度に岐阜県が事業主体となり個体数調整捕獲を実施した。

5) 指定管理鳥獣捕獲等事業

岐阜県が事業主体となり平成 28 年度からイノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、平成 28 年度は 150 頭、平成 29 年度は 65 頭、平成 30 年度は 292 頭が捕獲され、令和元年度においても引き続き事業を実施した。

### ③ 狩猟者の状況

狩猟者は、趣味としての狩猟を行うだけでなく、被害防止捕獲および個体数調整捕獲の担い手（捕獲従事者）として、個体数管理における役割が増している。

#### 1) 狩猟者数の推移（網を除く）

狩猟者数（網猟を除く。岐阜県に住所を有する者に限る。以下同じ。）の推移をみると、狩猟者数は昭和 45 年度に最大（15,293 人）となったが、それ以降は減少傾向を示しており、特に昭和 51 年度から昭和 60 年度までの 10 年間で 15,201 人から 6,061 人と大幅に減少した。その後も狩猟者数は減少し平成 12 年度ころからは約 4,000 人前後で推移していたが、近年は微増傾向にあり、平成 30 年度は 4,992 人であった（図 9）。近年、狩猟者が微増傾向にあるのは、狩猟免許試験の回数の増加や土曜日実施による試験機会の拡充、学割制度の導入など、新規および若年層の狩猟免許取得の促進を図ってきた成果と考えられる。

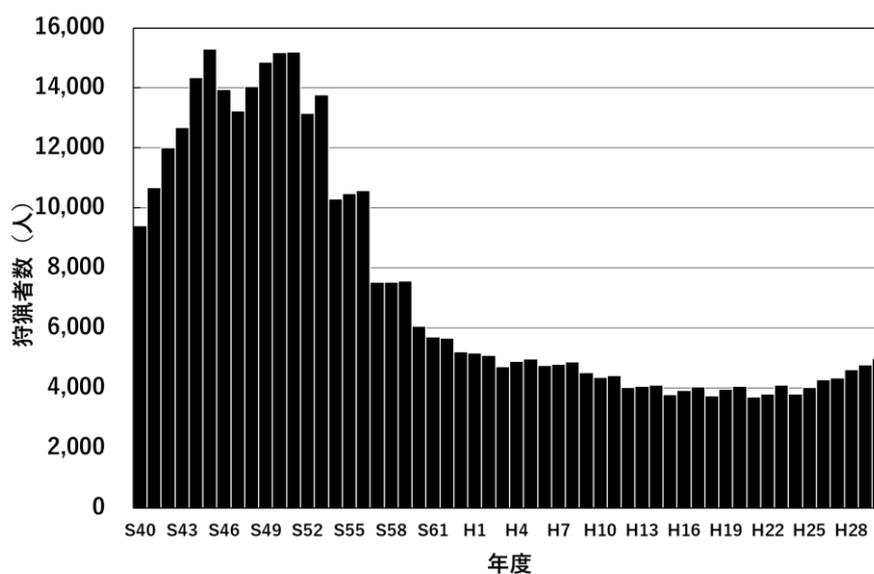


図9 岐阜県内の狩猟者数の推移

次に免許種別の狩猟者数の推移をみると、第1種銃猟狩猟者数は昭和50年度に最大（14,035人）となったがそれ以降は減少傾向を示しており、特に昭和51年度から昭和60年度までの10年間で14,035人から4,972人と大幅に減少した。その後も、第1種銃猟狩猟者数は依然として減少傾向にあり、平成21年度以降は2,000人を割り込んだまま推移している。一方、わな猟狩猟者数は平成5年度より増加傾向にあり、平成23年度には2,084人と第1種銃猟狩猟者数（1,884人）を上回り、平成30年度には3,309人となった（図10）。

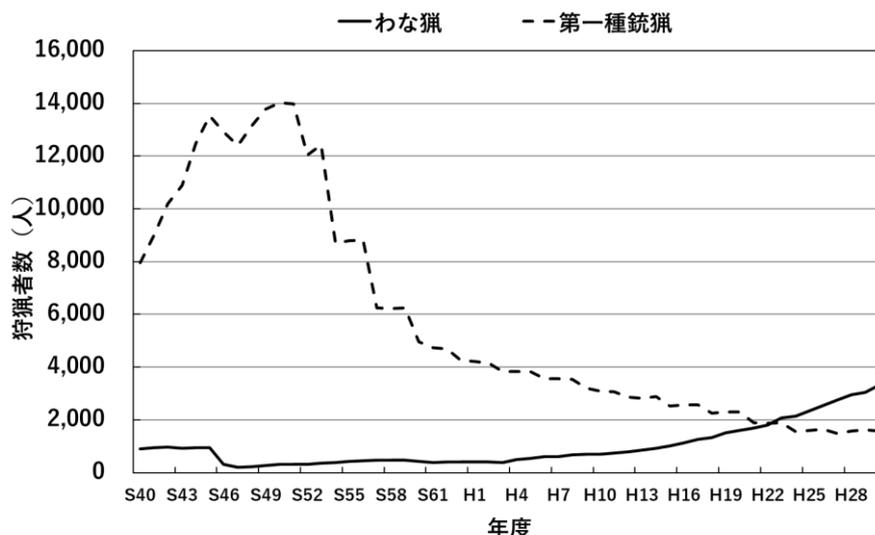


図10 岐阜県内の免許種別の狩猟者数の推移

2) 狩猟者の年齢構成の推移

狩猟者の年齢構成の推移をみると、平成23年度ころまでは高齢化の傾向にあり60歳以上の割合が70%近くまで上昇した。しかし、ここ数年は平成25年度に1.9%であった20歳代の割合は増加傾向にあり平成30年度では4.3%となるなど、40代より若い世代の割合が増え、60歳以上の割合は60%まで減少した（図11）。

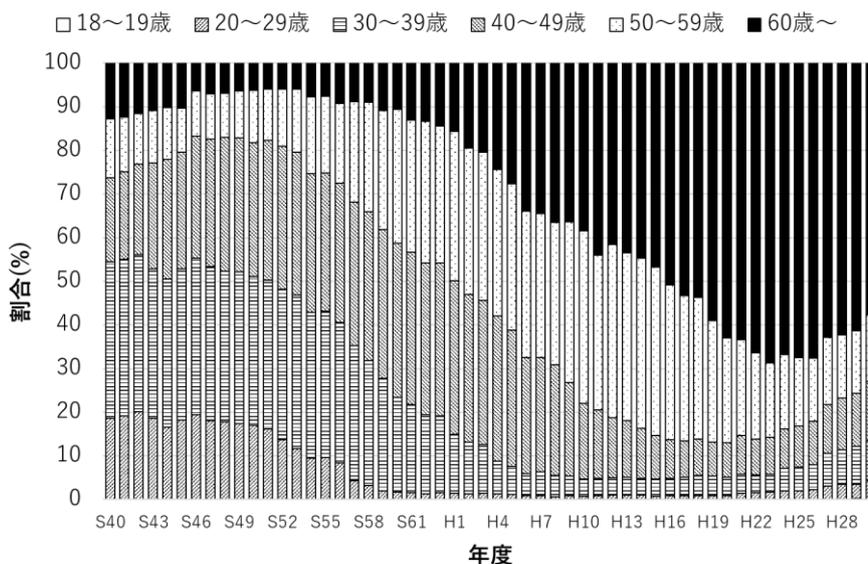


図11 岐阜県内の狩猟者の年齢構成の推移

3) 狩猟者登録数の推移

第1種銃猟狩猟者登録数は年を経ることに減少傾向にある一方で、わな猟狩猟者登録数は増加傾向にある（図12）。平成30年度の狩猟登録者数は、それぞれ1,170人と1,837人であった。

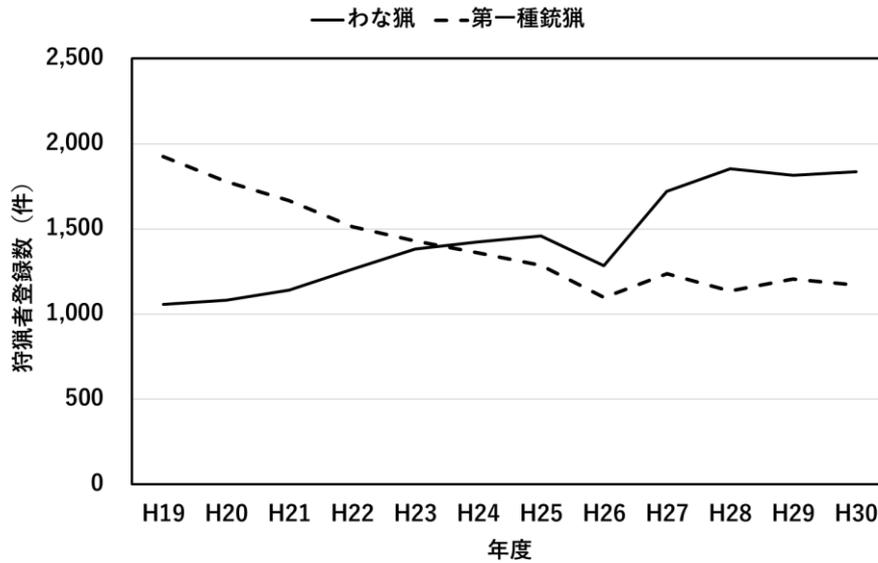


図12 岐阜県内の狩猟者登録数の推移

4) 狩猟者別（猟法別）捕獲割合の推移

イノシシの狩猟者別（猟法別）の捕獲割合の推移をみると、平成21年度と平成27年度を除いてわな猟による捕獲の割合が第1種銃猟のものを上回っている（図13）。

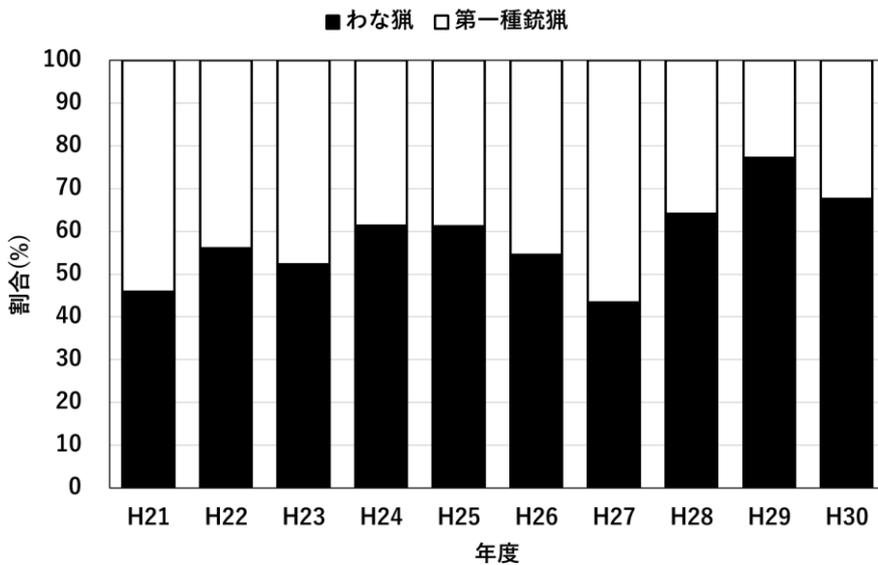


図13 岐阜県内の狩猟者別（猟法別）捕獲割合の推移

④ 農業被害及び被害防除状況

1) 農業被害状況

岐阜県における鳥獣による農業被害額の推移をみると、平成 21 年度以降は被害額 4 億円前後で推移していたが、平成 27 年度以降は減少傾向にあり平成 30 年度は約 2 億 2 千万円となっている。被害額のうちイノシシによるものは、いずれの年度も他の鳥獣による被害に比べ最も被害額が大きく、平成 22 年度に 2 億 3 千万円の被害額を記録したが、その後は 2 億円未満で推移し、平成 27 年度以降は減少傾向にあり平成 30 年度は平成 22 年度の 5 割弱である約 1 億円（鳥獣全体の約 45%）となっている（図 14）。

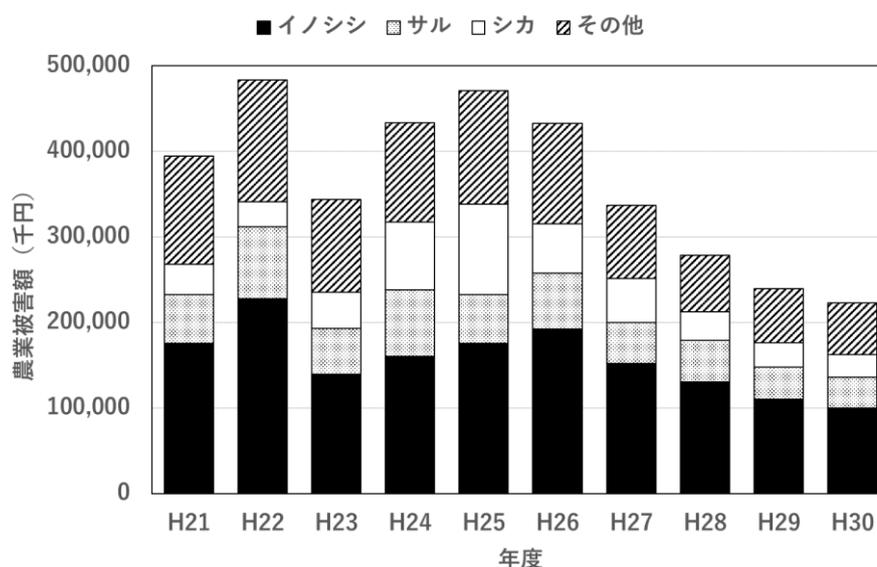


図 14 岐阜県における鳥獣による農業被害額の推移

イノシシによる被害額の圏域別の推移をみると、平成 21 年度は飛騨地域が最も大きかった。平成 22 年度以降は中濃圏域が最も大きく、平成 30 年度の被害額は約 5 千 8 百万円、全体に占める割合は 58.7%となっている（図 15）。

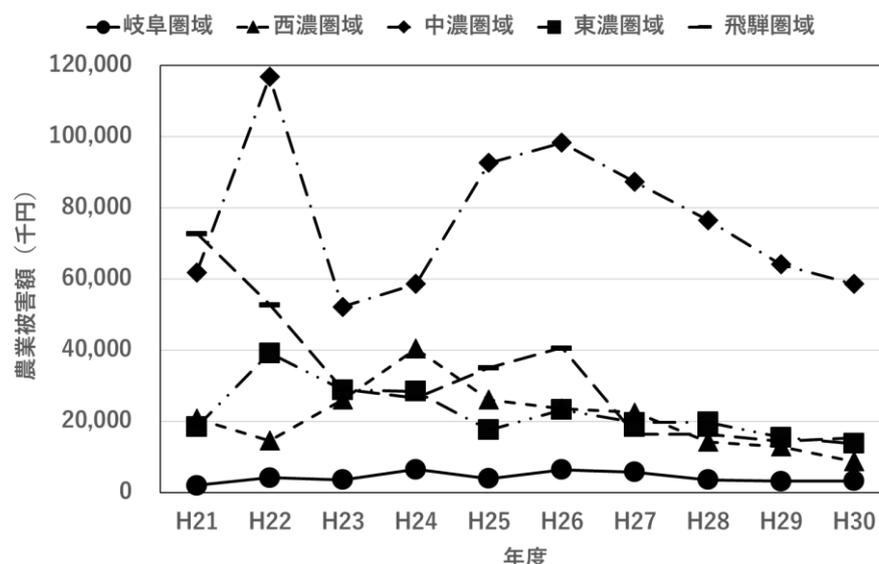


図15 岐阜県におけるイノシシによる農業被害額の推移（圏域別）

農作物別に被害額の推移をみると、過去 10 年間では稲の被害が最も大きく、次に野菜が大きかった。平成 30 年度における稲および野菜の被害額は、それぞれ約 5 千 1 百万円（71.7%）、約 1 千 8 百万円（14.0%）である（図 16）。また、特用林産物（タケノコ）に対する被害も報告されている。

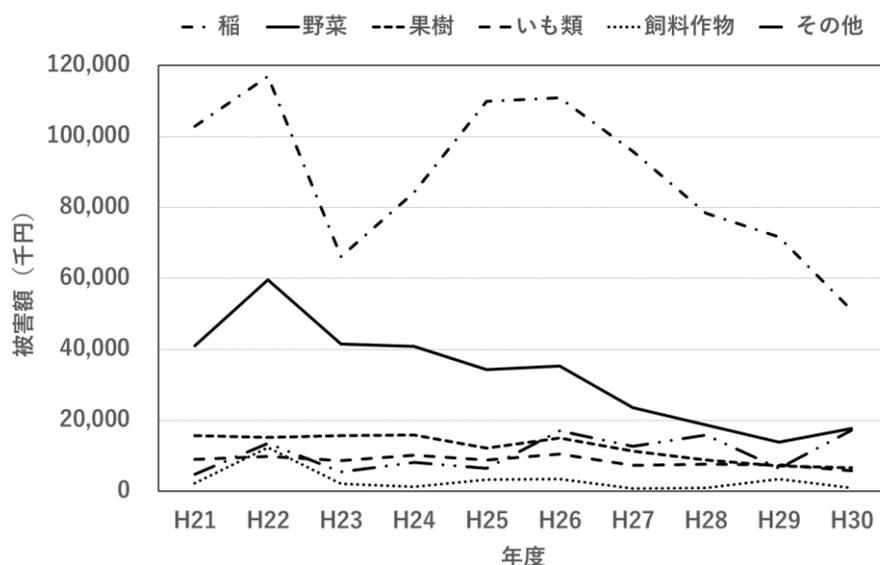


図16 岐阜県におけるイノシシによる農業被害額の推移（作物別）

岐阜県では、平成 30 年 9 月 9 日に県内の養豚場で飼育されていた豚が C S F に感染していることが確認され、同年 9 月 14 日には野生イノシシの感染が確認された。その後、感染区域は徐々に拡大し、発生 1 年後では岐阜県全域の野生イノシシから C S F の感染が報告されている。C S F の感染が確認された養豚場では飼育豚の全頭殺処分による防疫措置が行われており、C S F の感染の拡大に伴い感染確認から 1 年で、県下の総飼育豚の 6 割が殺処分される甚大な被害が生じている。

## 2) 被害防除状況

岐阜県では平成 18 年度以降、国の交付金などを活用した鳥獣防護柵の設置を本格化し、平成 23 年度以降は毎年 200km 前後整備しており、平成 30 年度は、C S F 感染拡大防止対策として約 144km の C S F 拡散防止柵を含む約 318km を整備した。平成 30 年度末までの鳥獣防護柵整備総延長は約 2,146km となった (図 17)。

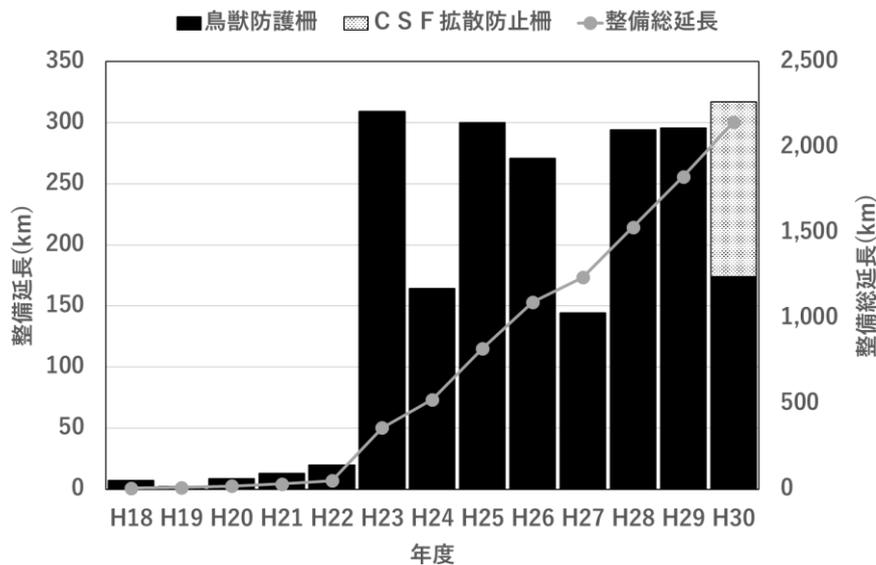


図 17 岐阜県における防護柵整備延長の推移

## ⑤ 人身被害発生状況

イノシシが市街地や集落周辺等に出没し、噛みつかれたり、突進されたりして怪我をする人身被害が発生しており、平成 30 年度には、広島県や福岡県など全国で 50 件 52 人が被害を受けている (環境省 2019)。県内においても、平成 29 年度に多治見市、可児市、岐阜市で 3 件 3 人 (軽傷 1 名、重傷 2 名) の人身被害が発生している。多治見市では JR 多治見駅近くの住宅地を歩いていた男性にイノシシが後ろから突進し、男性は転倒して後頭部を挫傷している。

## 6 第二種特定鳥獣の管理の目標

イノシシによる農業被害は減少傾向にあるが、平成30年度の被害額は約1億円で、鳥獣による農業被害額の半分ほどを占めており、より一層の被害の軽減は喫緊の課題である。しかし、一方でシカやクマ類などと同様、イノシシも日本に古来から生息する動物であり、自然環境を構成する要素で、生態系の中で重要な役割を果たしている。また、魅力ある狩猟資源として活用されており、狩猟資源確保のためにも個体数を維持する必要がある。そこで、生息密度等を把握するために生息動向のモニタリングを行い、地域個体群を維持しつつ、農業被害の軽減を図ることを管理の目標とする。

農業被害、とりわけ農作物被害においては、耕作地に頻繁に出没する「里タイプ」と、山奥から林縁部までの広い行動圏を持ち、耕作地には出没しない「山タイプ」が存在することが確認されており（環境省, 2014）、被害軽減には「里タイプ」を捕獲する必要があることから、生息密度と被害との相関は低いといわれている。また、イノシシは1年間という短い期間の間でも個体数の変動が大きいことから、生息密度や生息個体数を管理の指標とすることは難しい。よって、鳥獣被害防止特別措置法第4条の規定に基づく「市町村被害防止計画」に記載されている被害軽減目標を達成することとする。なお、令和元年12月時点で県内34市町村においてイノシシの被害軽減目標を定めた市町村被害防止計画が策定されている。

また、CSFにおいては、平成30年9月にCSFに感染した野生イノシシの死亡個体が岐阜市内で発見されて以降、現在は県下全域で感染が確認されており、ウイルスが常在化している可能性が高い。野生イノシシへのCSFの感染は、畜産業に大きな影響を与えているが、感染の制圧はイノシシの管理を進めていくうえでも大きな課題と言える。イノシシにおけるCSFの防疫措置に係るガイドライン（EC, 2010）において、CSFウイルスの抗体保有率が60%に達することで野生イノシシへの感染の撲滅を導き得るとの報告があり、現在、県内で野生イノシシへの経口ワクチンの散布が行われている。また、海外の報告では、野生イノシシでの感染を制圧するためには、イノシシの生息密度を一定の水準まで低下させることが重要で（Moennig, 2015）、病原性が高いCSFウイルス株の場合は1.4頭/km<sup>2</sup>（Hone *et al.*, 1992）、低病原性ウイルス株では1.0頭/km<sup>2</sup>（Anonymous, 1999）と推定されている。ただし、県内のCSF対策に適用させるには十分な検討が必要である。以上のことから、CSFウイルスの抗体保有状況を注視しつつ、生息密度を低下させるために必要とする捕獲を実施し、野生イノシシの感染リスクの軽減を図ることとする。

市町村被害防止計画における被害軽減目標（参考資料）

市町村名	計画期間	被害金額（千円）		縮減率（%）
		現状（a）	目標（b）	b / a
岐阜市	平成29年度～令和元年度	1,373	1,250	91.0
各務原市	令和元年度～令和3年度	544	380	69.9
山県市	平成30年度～令和2年度	660	650	98.5
本巣市	平成30年度～令和2年度	105	73	69.5
大垣市	令和元年度～令和3年度	3,982	2,787	70.0
海津市	平成29年度～令和元年度	6,838	4,786	70.0
養老町	平成29年度～令和元年度	757	568	75.0
垂井町	平成30年度～令和2年度	1,024	715	69.8
関ヶ原町	平成29年度～令和元年度	1,395	977	70.0
揖斐川町	平成29年度～令和元年度	1,170	900	76.9
大野町	平成30年度～令和2年度	275	247	89.8
池田町	令和元年度～令和3年度	550	385	70.0
関市	令和元年度～令和3年度	3,176	2,223	70.0
美濃市	令和元年度～令和3年度	3,072	1,997	65.0
郡上市	令和元年度～令和3年度	11,685	8,180	70.0
美濃加茂市	平成29年度～令和元年度	49,098	46,500	94.7
可児市	平成29年度～令和元年度	5,377	3,760	69.9
坂祝町	平成29年度～令和元年度	被害件数の目標		
富加町	平成29年度～令和元年度	75	50	66.7
川辺町	平成29年度～令和元年度	被害面積の目標		
七宗町	平成30年度～令和2年度	125	100	80.0
八百津町	平成29年度～令和元年度	1,123	730	65.0
白川町	平成29年度～令和元年度	335	150	44.8
御嵩町	平成30年度～令和2年度	259	200	77.2
東白川村	令和元年度～令和3年度	686	500	72.9
多治見市	平成29年度～令和元年度	42	20	47.6
瑞浪市	令和元年度～令和3年度	被害獣種全体被害額の目標		
土岐市	平成29年度～令和元年度	99	70	70.7
中津川市	平成30年度～令和2年度	8,313	6,771	81.5
恵那市	平成30年度～令和2年度	410	328	80.0
下呂市	平成29年度～令和3年度	5,316	4,784	90.0
高山市	平成27年度～令和元年度	1,544	1,081	70.0
飛騨市	令和元年度～令和3年度	4,614	3,230	70.0
白川村	平成28年度～令和2年度	300	0	0

## 7 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシによる農業被害を軽減するためには、個体数のコントロールと被害防除、そして被害を防止するための環境整備を総合的かつ有機的に統合して取り組むことが重要である。なお、被害状況、捕獲許可状況および生息動向のモニタリングを通じ、その結果をもとに順応的管理を行うこととする。

個体群のコントロールに関しては、目標に応じた捕獲圧を維持する必要がある、その手法として狩猟、被害防止捕獲、個体数調整捕獲、そして指定管理鳥獣捕獲等事業の4種類がある。しかし、これらは捕獲の目的や捕獲体制が異なるため、それぞれを補うかたちで実施し、効率的な個体数のコントロールを進めていくこととする。令和元年度においては、CSF感染拡大防止対策として県全域で狩猟を制限し、個体数調整捕獲を実施した。

これらの捕獲の担い手は主に地元の狩猟者であるが、その減少と高齢化は大きな課題であることから、特に若年層を中心とした狩猟免許所持者の増加につながる取組みを強化するとともに、捕獲技術の向上や優れた技術の継承などにも取り組んでいく必要がある。

本県において被害防除は、主に防護柵の設置が進められてきた。防護柵には一つ一つの農地を守ることを目的とするものと、集落への侵入を防止することを目的するものの2つに分類される。イノシシの被害防除を効果的に行うためには、この2つの防護柵を適切に配置し、地域全体をデザインすることが重要である。また、イノシシの侵入を確実に阻止するためには、その目的に応じた防護柵を適切に設置し、その後の維持管理がポイントとなるため、地域が一体となって取り組むことができる体制づくりが必要である。

被害を防止するための環境整備としては、耕作放棄地の管理がとても重要である。県内では中山間地を中心に耕作放棄地が増加しており、これがイノシシによる農業被害を拡大させている一つの要因でもある。耕作放棄地はイノシシに対して餌場としても隠れ場としても好適な環境を提供することになることから、地域レベルで耕作放棄地への対策に取り組むことが重要である。

## 8 目標を達成するための方策

### (1) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

#### ① 狩猟

狩猟は狩猟鳥獣を資源として活用するために狩猟者個々の意思に基づいて行われるものであり、捕獲する地域や優先すべき個体の排除などのコントロールは困難である。しかし、狩猟期間の延長や休猟区における捕獲など、狩猟規制を緩和することによって、狩猟による捕獲圧をコントロールすることができる。

#### 1) 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧を高め生息密度の低減を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第14条第2項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、狩猟期間を11月1日から3月15日まで延長する。ただし、「6 第二種特定鳥獣の管理の目標」の達成に必要な場合は、狩猟期間の開始日を10月15日に早めることとする。

- ・ 11月1日（開始日を早める場合は10月15日）から11月14日までの猟法  
入山者への配慮のため、法第12条第2項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたイノシシのとめさしに限る）以外を禁止する。
- ・ 2月16日から3月15日までの猟法  
法第12条第2項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。ただし、入山者や希少鳥獣の繁殖活動への配慮のため、わな猟を推奨する。
- ・ 11月1日（開始日を早める場合は10月15日）から11月14日まで及び2月16日から3月15日までのわな猟  
法第12条第2項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは使用を避けることとする。また、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意することとする。

#### 2) 休猟区内における狩猟の特例

農業被害等軽減のための個体数管理を推進するため、法第14条第1項の規定を適用し次の期間及び猟法で狩猟を行う場合に限り、岐阜県内で指定されるすべての休猟区で狩猟ができることとする。

- ・ 11月1日（開始日を早める場合は10月15日）から11月14日までの猟法  
法第12条第2項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟及び銃猟（わなで捕獲されたイノシシのとめさしに限る）以外を禁止する。
- ・ 2月16日から3月15日までの猟法

法第 12 条第 2 項の規定を適用し、イノシシを対象としたわな猟及び銃猟以外を禁止する。

- ・ 11 月 1 日（開始日を早める場合は 10 月 15 日）から 3 月 15 日までのわな猟  
法第 12 条第 2 項の規定を適用し、「箱わな」はツキノワグマが抜け出せる大きさの脱出口を設けていないものは使用を避けることとする。また、わな設置によりツキノワグマを誘引することにつながらないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意することとする。

### 3) 錯誤捕獲の防止対策

岐阜県下のほぼ全域においてツキノワグマが目撃されているので、錯誤捕獲を防止するためくりわな径の制限を解除する区域は設けない。

また、撒き餌によりイノシシを誘引してわなで捕獲する場合には、ツキノワグマを誘引しないように、その設置場所や撒き餌の種類等には十分注意するとともに、わなを稼働させる前にその周辺の痕跡を十分に確認することとする。

## ② 被害防止捕獲

被害防止捕獲は加害個体の排除を目的として実施されるものであり、農作物被害の軽減に直接的に効果を発揮する捕獲である。

よって、被害状況をモニタリングしつつ被害地内または、被害地近辺での加害個体の捕獲に努めるものとする。

また、イノシシを含む主な鳥獣の被害防止捕獲の許可に係る権限は市町村長に移譲されており、市町村において鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画が策定されていることから、被害防止捕獲は市町村が主体となって取り組むこととする。

## ③ 個体数調整捕獲

個体数調整捕獲は個体群の生息数を下げることによって、間接的に農地への被害を減らそうとするもので、個々の農地の被害防止に直接的に機能するものではない。そのため、個体数調整捕獲はイノシシの生息動向をモニタリングしたうえで、計画的かつ広域的に実施する必要がある。

よって個体数調整捕獲においては、県内全域において県及び市町村が計画する個体数調整を目的とした捕獲を実施できることとする。

## ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業

### 1) 事業の目的

イノシシによる被害の恐れが高く、かつ捕獲の要望が強い地域における他の管理捕獲を補完することによりイノシシの捕獲等を推進し、本特定管理計画の目標の達成を図る。

### 2) 実施期間

原則として 1 年以内とする。

- 3) 実施区域  
県内全域とする。
- 4) 事業の目標  
他の管理捕獲と相まって、本特定管理計画の目標を達成するために必要な捕獲数を確保する。
- 5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価
  - ・方法  
狩猟や他の管理捕獲との間に混乱の生じることがないように、市町村等と協議して決定する。
  - ・実施結果の把握及び評価  
捕獲実績の把握・分析等を行い、必要に応じて実施計画の見直しを行うこととする。
- 6) 事業の実施者  
岐阜県又は岐阜県から委託を受けた者とする。

## (2) その他方策

### ① 狩猟免許取得の推進

個体数管理の担い手を育成・確保していくために、狩猟免許制度の周知に努める。新規の狩猟免許取得を推進するための講習会や、狩猟に興味を持ってもらうためのセミナー等を開催する。狩猟免許試験を土曜日にも実施し試験機会の拡充、学割制度の導入による若年層への支援を行い、新規および若年層の狩猟免許取得者の増加を図る。

狩猟免許取得者については、狩猟事故等を防止するための研修会を開催し安全な捕獲技術の習得を図り、個体数管理の担い手として育成・確保していく。

### ② 市町村の被害防止対策に対する支援

平成23年1月に岐阜県鳥獣被害対策本部を立ち上げて以降、「寄せ付けない対策」、「侵入を防ぐ対策」、「数を減らす対策」を柱として農業被害対策を推進しており、本特定管理計画期間中においても、これを継続実施する。

このうち、侵入を防ぐ対策については、国の交付金を活用しながら集落ぐるみによる防護柵の設置等、地域ぐるみの取組を支援するとともに、各地域に重点支援地区を設置して集中的に集落座談会や柵設置研修会を開催し、周辺地区への被害防止対策の普及・推進を図る。

### ③ 動物感染症等の拡大防止のための狩猟制限

野生イノシシにCSF等の動物感染症等が発生し、急激な感染拡大が懸念される場合等は、必要に応じて狩猟制限を実施する。狩猟制限を行った場合は、「6 第二種特定鳥獣の管理の目標」の達成のために、狩猟以外の捕獲による捕獲圧の強化を検討することとする。

## 9 第二種特定鳥獣の生息環境の整備に関する事項

農地および集落においては、放任果樹又は収穫残渣農作物等にイノシシが誘引され、農地および集落が餌場とならないように、放任果樹および収穫残渣農作物等の除去に努める。

農地及び集落に隣接する地域においては、耕作放棄地や放置竹林並びに手入れ不足の里山林がイノシシにとって良好な隠れ場や餌場を提供しイノシシ増加の原因となるとともに、人とイノシシの距離を縮め被害発生の原因となっている（兵庫県, 2010）。そこで、土壌改良資材等の投入による土壌改良及び木竹の伐採等に対する支援による耕作放棄地や放置竹林並びに里山林の整備を実施し緩衝地帯を整備する。

森林においては、広葉樹天然林を保全し人工林は針広混交林化する等野生鳥獣の生息に配慮した管理を行い、その質の向上を図る。

## 10 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

### (1) モニタリング調査

本特定管理計画期間中においては、表4に示すイノシシに関するモニタリング調査を継続的に実施・分析を行う。

表4 調査等項目

調査等項目	調査等内容	調査等方法(実施者)
被害状況	各市町村において、被害作物の種類・被害面積・被害量及び被害金額等並びに、被害樹種・被害面積及び実面積等の調査を毎年度行う。	農業者および林業者からの報告  (市町村、県)
捕獲許可状況	被害防止捕獲許可を行った日、許可期間、許可頭数、許可者(従事者)数、捕獲方法、捕獲頭数(オス・メス別)について調査を随時行う。	許可権者からの報告  (市町村、県)
生息動向 (生息密度等の推定)	岐阜県全域(5kmメッシュ単位)の捕獲数並びに目撃効率及び捕獲効率について出猟カレンダーの分析を毎年度行う。 センサーカメラおよび糞等の痕跡調査を適宜実施する。 これらの結果から、生息密度等の推定を行う。	狩猟者および調査者からの報告  (県)
C S F の感染状況	感染状況を把握するためPCR検査、抗体の有無を把握するためELISA検査を適宜実施する。 捕獲個体および死亡個体ごとに捕獲(発見)日、捕獲(発見)地点の記録、年齢、体長、体重の計測を行う。 これらの結果から、岐阜県全域において、感染率、抗体保有率、発生地域などを把握する。	検査機関(家畜保健所等)による検査  (県)

### (2) 計画の見直し

イノシシを取り巻く環境や管理目標の達成状況などに大きな変化が生じた場合は、適宜、本特定計画の見直しを行うこととする。

### (3) 計画の実施体制

県、市町村、狩猟者団体及び農業協同組合や森林組合等の関係機関並びに農家等住民との密接な連携のもと、本特定管理計画の目的を達成するための施策を推進する。また、隣接する各県とイノシシの生息情報などの共有を行うなど円滑な連携に努め

る。

#### (4) 研究機関との連携

野生鳥獣の管理のためには、調査・解析技術の開発や生物学的基礎資料の集積、各地域個体群の生態学的特徴の分析などが不可欠である。また、鳥獣対策を進めていくためには、鳥獣対策に関する正しい知識や情報を地域へ普及し地域住民が主体となって実践できる体制を作っていく必要があり、そのための人材の育成が必要となる。

現在、岐阜県と岐阜大学は協定を締結し、岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター寄附研究部門を設置している。当該寄附研究部門と連携し、計画を推進するために必要なイノシシの生態等の情報の収集や共有化に努め、現状の分析、保護管理技術、被害防止技術の向上、人材育成等を行う。また、CSF対策についても引き続き連携に努める。

## 11 参考引用文献一覧

Anonymous (1999) Classical Swine Fever in Wild Boar. : XXIV/B3/R09/1999.

中部森林管理局 (2011) 平成 22 年度乗鞍岳特定地理等保護林等におけるイノシシ被害調査報告書.

European Commission (2010) Guidelines on surveillance/monitoring, control and eradication of classical swine fever in wild boar.

岐阜県 (2019) 岐阜県農業の動き.

Hone J., Pech R., Yip P. (1992) Estimation of the dynamics and rate of transmission of classical swine fever (hog cholera) in wild pigs. *Epidemiol. Infect.* 108, 377-386.

兵庫県 (2010) 兵庫県イノシシ保護管理計画 (変更).

環境省 (2010) 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (イノシシ編).

環境省 (2014) イノシシの保護管理に関するレポート (平成 25 年度版).

環境省 (2019) イノシシの被害件数, 野生鳥獣の保護及び管理. (最終閲覧日 2020 年 1 月 20 日). <https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/inoshishi.pdf>

環境省及び農林水産省 (2013) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策.

近藤誠司 (2013) 狩猟の期限・文化・歴史. 梶光一・伊吾田宏正・鈴木正嗣 (編) 野生動物管理のための狩猟学. 朝倉書店. pp1-10.

農林水産省 (2015) 世界農林業センサス.

林野庁 (2019) 森林資源現況総括表, 森林資源の現況 (平成 29 年 3 月 31 日現在). (最終閲覧日 2020 年 2 月 6 日).

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h29/attach/pdf/3-14.pdf>

Volker Moennig (2015) The control of classical swine fever in wild boar. *Front Microbiol.* 2015; 6: 1211.